

鳥取県訓令第12号

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員表彰規程（昭和41年鳥取県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（表彰の種類）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部長表彰は、部長（<u>鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する部局長等</u>、会計管理者及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。）に対して行う。</p> <p>4 略</p>	<p>（表彰の種類）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部長表彰は、部長（<u>統轄監、防災監、部長、文化観光局長、行政監察監</u>、会計管理者及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。）に対して行う。</p> <p>4 略</p>

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。